

## 世田谷区産後ケアセンター事業に関する条例（案）

世田谷区では、少子化や核家族化が進む中で、出産直後の母及びその子が安心して利用できる産後ケアセンターをつくり、平成20年より事業を開始した。

産後ケアセンターは、多くの母子を受け入れ、乳児との生活への適応及び母の自己手当能力の向上の促進並びに地域における仲間づくり及び子育てに関する情報の提供等を行い、都市型の実家機能を補ってきた。こうして積み重ねてきた実績を受け継ぎ、区立の産後ケアセンターとして着実に事業を運営するため、この条例を定める。

（趣旨）

第1条 この条例は、子育てをしやすい環境づくりの促進及び児童虐待の未然防止を目的として、心身が不安定になりやすい産後の一定期間の母子に対する身体的及び精神的手当て並びに育児指導を専門に行う場において、特に支援が必要な母子及びその家庭を対象として行う産後ケアセンター事業（以下「事業」という。）の実施について必要な事項を定めるものとする。

（事業の内容）

第2条 事業の内容は、次に定めるとおりとする。

- (1) 母子の心身の健康及び授乳、沐浴等の育児に関することについての指導及び相談対応に伴い、当該母子の身体的及び精神的手当てに係る保健休養を目的とした施設を提供すること。
- (2) 地域における母子の仲間づくりの支援及び子育てに関する情報の提供をすること。
- (3) 前号に掲げるもののほか、事業の目的を達成するために必要なこと。

（事業を利用することができる者等）

第3条 事業を利用することができる者は、次に掲げる要件を満たす者及びその子（生後4箇月未満の者に限る。）とする。

- (1) 区内に住所を有すること。
- (2) 産後4箇月未満の者で、心身の健康又は育児に対する不安等を抱えていること。
- (3) 前号の不安等について、家族等からの支援を受けることができないこと。

2 前項に定めるもののほか、事業を利用する必要があると区長が認める者は、同項各号に掲げる要件を満たさない者であっても事業を利用することができる。

3 事業を利用する者が現に監護する者（6歳以下の未就学の者に限る。）であって、事業を利用することによりその間の監護を欠くこととなる者は、事業の利用に伴い第5条に規定する施設（同条第1号に掲げる施設を除く。）を使用することができる。

（実施場所）

第4条 事業を実施する場所の名称及び位置は、次のとおりとする。

- (1) 名称 世田谷区立産後ケアセンター
- (2) 位置 東京都世田谷区桜新町二丁目29番6号

（施設）

第5条 世田谷区立産後ケアセンター（以下「センター」という。）の施設（以下「施設」という。）は、次のとおりとする。

- (1) 静養室（母子用）
- (2) 静養室（家族用）
- (3) 静養室（身体障害者用）
- (4) 多目的室
- (5) 食堂及び厨房
- (6) 相談室
- (7) 乳児室
- (8) デイルーム

（人員、運営及び衛生管理の基準）

第6条 センターの人員、運営及び衛生管理について必要な基準は、規則で定める。

（休館日）

第7条 センターの休館日は、3月29日から同月31日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、区長は、必要があると認めるときは、休館日を変更し、又は臨時に休館日を定めることができる。

（利用時間）

第8条 センターの利用時間は、規則で定める。

（利用の手続）

第9条 事業を利用しようとする者は、規則の定めるところにより、あらかじめ区長に申請し、その承認を受けなければならない。

2 区長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、事業の利用の承認をしないものとする。

- (1) 事業を利用しようとする者又は第3条第3項の規定により施設を使用しようとする者が伝染性疾患を有する者であるとき。
- (2) 事業を利用しようとする者又は第3条第3項の規定により施設を使用しようとする者が秩序又は風紀を乱し、他人に迷惑となる行為をするとき。
- (3) 静養室（母子用）、静養室（家族用）及び静養室（身体障害者用）に空室が生じていないとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、区長が事業の利用を不相当と認めるとき。

（利用条件）

第10条 区長は、事業の利用の承認をする場合において、必要な条件を付けることができる。

（承認の取消し等）

第11条 区長は、事業の利用の承認を受けた者（以下「利用者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、当該利用の承認を取り消し、利用の条件を変更し、又は利用を停止することができる。

- (1) 事業の利用の目的又は条件に違反したとき。
- (2) 利用者又は第3条第3項の規定により施設を使用する者が他人に迷惑をかけ、又は施設及び設備（以下「施設等」という。）を損傷するおそれがあるとき。
- (3) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に著しく違反したとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、区長が必要と認めるとき。

（利用料）

第12条 事業の利用料は、別表に定める額とする。

2 利用者は、利用料を指定された期限までに、納付しなければならない。

（利用料の減免）

第13条 区長は、特別の理由があると認めるときは、前条第1項の利用料を減額し、又は免除することができる。

（利用料の不還付）

第14条 既に納付した利用料は、還付しない。ただし、区長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(施設等の変更禁止等)

第15条 利用者は、事業の利用に係る施設等の使用に際して、施設等に特別の設備をし、又は変更を加えてはならない。ただし、あらかじめ区長の承認を受けたときは、この限りでない。

(利用権の譲渡等の禁止)

第16条 利用者は、事業の利用の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(原状回復の義務)

第17条 利用者は、事業の利用に係る施設の使用を終了したときは、直ちに当該施設を原状に回復しなければならない。第11条の規定により利用の承認を取り消され、又は利用を停止されたときも同様とする。

(損害賠償)

第18条 利用者は、事業の利用に際し、施設等を損傷し、又は滅失したときは、区長が相当と認める損害額を賠償しなければならない。ただし、区長がやむを得ない理由があると認めたときは、賠償額の全部又は一部を減額し、又は免除することができる。

(委任)

第19条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成30年4月1日(次条において「施行日」という。)から施行する。

(準備行為)

第2条 区長は、第9条第1項の規定による承認の申請の受付及び当該申請に対する決定については、施行日前においても、同条の規定の例によりすることができる。

別表(第12条関係)

種別	利用形態	利用料		
		課税世帯に属する者	非課税世帯に属する者	被保護者
1 第2条第1号に掲げる事業を利用	宿泊(1泊目)	母子1組につき 6,400円	母子1組につき 3,200円	母子1組につき 0円

する場合（次項又は3の項に定める場合に該当するときは、それぞれ次項又は3の項に定める額を加算する。	宿泊（2泊目以降）	母子1組につき 3,200円	母子1組につき 1,600円	母子1組につき 0円
	日帰り	母子1組につき 2,060円	母子1組につき 1,030円	母子1組につき 0円
2 第3条第3項の規定により、事業を利用する子の兄又は姉（次項に規定する多胎妊娠に係る子に該当する者を除く。）が施設を使用する場合	宿泊（1泊目）	1人につき 3,400円	1人につき 1,800円	1人につき 0円
	宿泊（2泊目以降）	1人につき 1,700円	1人につき 900円	1人につき 0円
	日帰り	1人につき 1,000円	1人につき 600円	1人につき 0円
3 事業を利用する子が多胎妊娠に係る子の1人である場合の当該利用に係る子以外の多胎妊娠に係る子が事業を利用する場合	宿泊（1泊目）	1人につき 1,000円	1人につき 500円	1人につき 0円
	宿泊（2泊目以降）	1人につき 500円	1人につき 250円	1人につき 0円
	日帰り	1人につき 250円	1人につき 120円	1人につき 0円

#### 備考

- この表において「課税世帯」とは、事業を利用する日の属する年度の前年度分の区市町村民税（地方税法（昭和25年法律第226号）第5条第2項第1号に規定する市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。）をいう。次項において同じ。）を課されている世帯をいう。
- この表において「非課税世帯」とは、事業を利用する日の属する年度の前年度分の区市町村民税が課されていない世帯をいう。
- この表において「被保護者」とは、生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者をいう。